



医太郎

医療法人の申請・届出 **丸わかり** ガイド

～医療法人の剰余金配当禁止について～



法子の

1 医療法人の剰余金配当禁止と配当類似行為について



医療法人は、剰余金の配当が禁じられています（医療法第54条）。

ここでいう配当とは、利益処分としての配当だけでなく、配当に類似する行為（配当類似行為）も含まれます。

【重要】剰余金の配当禁止に抵触するおそれのある取引（例）

- ▶ 役員や特別の利害関係人が役員である関連法人（いわゆるMS法人）に対する貸付金・仮払金等の資金供与
- ▶ 役員のみを対象とする福利厚生（社宅の貸与等）、役員による法人資産の私的流用
- ▶ 役員等が負担すべき債務の医療法人による肩代わり、連帯保証の引受けや医療法人の資産への抵当権設定
- ▶ 役員の勤務実態や職務内容に不相応の高額な報酬や、近隣相場よりも不当に高額不動産賃料の支払い



医療法人は営利を目的とした法人ではないので、役員に対する便宜の供与のような行為は、仮に営利法人では行うことが可能な行為であっても、医療法人では原則として認められませんので注意が必要です、



税法上適法な取引であっても、医療法上の剰余金配当禁止に抵触する場合があります。顧問税理士等にも御相談のうえ、上記のような取引行為等を行うことのないよう、厳に注意してください。

